

# 経過措置料金規制の解除基準と 都市ガス事業者の状況

2026年5月20日

資源エネルギー庁

# 東邦ガスの経過措置料金規制に係る議論の状況

- 東邦ガスの経過措置料金規制については、第3回の本小委（2025年10月31日）において、同社の競争状況を改めて確認した上で、その解除の可否に係る議論することとされた。また、当該議論については、ガス事業環境整備ワーキンググループ（ガスWG）において議論の上、本小委へ報告することとされた。
- 東邦ガスの経過措置料金規制については、第6回ガスWG（2026年1月23日）において解除基準の充足状況を報告の上、パブリックコメントの募集や電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取を経て、第8回ガスWG（2026年3月31日）において、規制の解除について了承を得られた状況。

## 今後の方針について（東邦ガスに係る経過措置料金規制）

- 東邦ガスについては、当該事案が発覚したことにより、第34回電力・ガス基本政策小委員会（2021年4月28日）において、公正取引委員会による調査結果等が明らかになった後に経過措置料金規制の解除可否について判断することとされ、2021年当時は解除を見送られた経緯がある。
- 今般、当該事案のフォローアップが終了したため、改めて、同社に係る競争状況を確認した上で、経過措置料金規制の解除可否に係る議論を行うこととしたい。
- なお、当時、電力・ガス基本政策小委員会において議論を行っていた事項ではあるが、その後、システム改革の進捗なども踏まえ、ガスシステム改革の検証は新たに立ち上げた「ガス事業環境整備ワーキンググループ（ガスWG）」を中心に議論されることになるなど、審議会の体制も変わっている状況であり、以降の議論については、ガスWGにおいて行った上で、本小委員会に報告することとしてはどうか。

## 経過措置料金規制の解除基準について

- 経過措置料金規制については、**次の①～④のいずれかに該当する場合**に解除ができることとされているが、そのいずれかに該当する場合であっても、**適正な競争関係が確保されていると認められない場合には、解除を行わないもの**とされている。

経過措置料金規制解除基準	趣旨
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 独占禁止法においては、市場シェアが50%超であることが「独占的状态」の要件の1つ。</li><li>✓ 市場シェア（都市ガス利用率）が50%以下である場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。</li></ul>
②直近3年間のフロー競争状況	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 旧一般ガスみなしガス小売事業者の獲得件数の半数以上を、他燃料事業者・他ガス小売事業者が獲得している場合には、十分な競争圧力が働いているものと考えられる。</li><li>✓ 直近の競争状況を正しく評価する観点から、直近3年間の合計ベースで判断。</li></ul>
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 公正取引委員会が公表している主要な企業結合事例では、シェア10%以上の競争者が存在し、かつ当該競争者に十分な供給余力がある場合には、当該競争者は有力な競争者であり、企業結合を行おうとする者に対する牽制力として機能すると評価されていることが一般的。</li><li>✓ したがって、他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上であり、かつ十分な供給余力がある場合には、他のガス小売事業者による十分な競争圧力が働いているものと考えられる。</li></ul>
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 小売料金の低下が継続的に進んでいる場合には、他燃料事業者・他ガス小売事業者からの十分な競争圧力が働いている可能性が高い。</li><li>✓ 多数の需要家が自由料金メニューによって供給を受けることとなり、指定旧供給区域等小売供給約款に基づく料金メニューで供給を受ける需要家が限定的となっている場合には、経過措置料金規制を課す必要性が乏しいと考えられる。</li></ul>

# 解除基準の充足状況 ①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下

- 本基準は、直近の当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の家庭用調定件数を直近の旧供給区域世帯数で除して算出した値が50%以下であるかどうか、で判断を行う。
- 東邦ガスは本基準を満たしていない。

## 解除基準①の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

	東邦ガス
都市ガス利用率（※）	50.6%
【参考】経過措置料金規制を課した際の都市ガス利用率	66.1%

（※）家庭用調定件数（万件）/旧供給区域内一般世帯数（万件）×100 で計算。

## 解除基準の充足状況 ②直近3年間のフロー競争状況

- 本基準は、小口需要（※1）に係る新築・既築物件について、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者による都市ガス供給採用件数×1/2 ≤ 当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の都市ガス利用率を踏まえた他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数を満たすかどうか、で判断を行う。
- また、上記の式を満たすことに加えて、小口需要におけるガスの小売全面自由化に係る認知度が50%以上であること及び他の小売事業者に十分な供給余力があることが必要である。
- 東邦ガスは上記式を満たし、かつ認知度が50%以上であるが、十分な供給余力があることについては後述する。

（※1）小口需要とは年間使用量10万m<sup>3</sup>未満の需要をいう。

### 解除基準②の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

		東邦ガス
左辺 (=②)	① 旧一般ガスみなし小売事業者による都市ガス供給採用件数	約18万件
	② ①×1/2	約9万件
右辺 (=③/④×⑤)	③ 0.5（※2） （※2）指定を行わない場合の都市ガス利用率の上限値である50%を意味する。	
	④ 都市ガス利用率	51%
	⑤ 他のガス小売事業者による都市ガス供給採用件数・他燃料採用件数	約19万件
	右辺と左辺の大小関係	<b>左辺 ≤ 右辺 (9万 ≤ 19万)</b>

	東邦ガス
小売全面自由化に係る認知度	<b>60.8%</b>

## 解除基準の充足状況 ③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上

- 本基準は、直近1年間の小口需要に係る都市ガス販売量における他のガス小売事業者のシェアの合計が10%以上であり、かつ、当該他のガス小売事業者に十分な供給余力があるかどうか、で判断を行う。
- 東邦ガスの指定旧における他のガス小売事業者の販売量シェアは10%以上となっているが、十分な供給余力があることについては後述する。

### 解除基準③の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

	東邦ガス
指定旧における直近1年間の小口需要に係る他のガス小売事業者の販売量シェア（※）	17.7%

（※）東邦ガスの指定旧においてガス小売事業を営むガス小売事業者に対して、ガス事業法に基づく報告徴収を実施して集計

### 東邦ガスの指定旧に参入しているガス小売事業者一覧（2025年3月末時点）

- |                      |                     |
|----------------------|---------------------|
| ・東邦瓦斯株式会社            | ・株式会社アースインフィニティ     |
| ・東京電力エナジーパートナー株式会社   | ・株式会社グローバルエンジニアリング  |
| ・中部電力ミライズ株式会社        | ・T & T エナジー株式会社     |
| ・株式会社サイサン            | ・東京エナジーアライアンス株式会社   |
| ・株式会社ガスパル            | ・ミツウロコグリーンエネルギー株式会社 |
| ・株式会社ファミリーネット・ジャパン   | ・株式会社エルピオ           |
| ・エバーグリーン・マーケティング株式会社 | ・株式会社エコログ           |
| ・株式会社P i n T         | ・株式会社ストエネ           |
| ・エフビットコミュニケーションズ株式会社 | ・株式会社フォーバルテレコム      |
| ・株式会社エクスゲート          |                     |

## 解除基準の充足状況 ④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数

- 本基準は、小口需要に係る小売料金の平均単価が3年間連続して下落しており、かつ、経過措置料金メニューによって供給を受ける需要家の数 $\leq$ 自由料金メニューによって供給を受ける需要家の数を満たすかどうか、で判断を行う。
- なお、小口需要に係る小売料金の平均単価（※）について、ガス販売量は気温等の影響により変動するが、平均単価はガス販売量の増加に伴って低下する傾向であるため、例えば、前年に比べて暖冬である等の事情があった場合はガス販売量が低下し、平均単価が上昇する可能性がある。
- 東邦ガスは本基準を満たしていない。

（※）東邦ガス提出のガス関係報告規則附則様式第2第4表から引用。なお、原料費や公租公課などの外生的要因による平均単価の変動分は捨象している。

### 解除基準④の状況

※東邦ガス提出のガス関係報告規則附則第3条の規定に基づく報告書から引用（2025年8月提出）

	東邦ガス
大小関係	経過措置料金件数 < 自由料金件数
直近3年間の小口需要に係る小売料金の平均単価が連続して下落	満たさず

# 十分な供給余力について（総論）

- 十分な供給余力については、経過措置料金規制の解除基準として規定された趣旨、及び2020年当時に整理された内容との整合性を確保する観点から、前回同様の視点を考慮して総合的に判断することとした。

## 十分な供給余力について（総論）

第28回 電力・ガス基本政策小委員会  
(2020年10月30日) 資料4から抜粋

- 「十分な供給余力」は、指定旧における他のガス小売事業者が自社の小売供給の用に供することが可能なガスが十分でない場合（例：製造設備の休廃止によって将来的に供給区域内の余剰供給力が減少）には、旧一般ガスみなしガス小売事業者が値上げ等を行ったとしても全ての需要脱落までは起きないと見込む可能性が理論的に存在し、**競争圧力が十分に機能しない可能性があることから設けられた条件**である。
- 一般的に、事業者が追加的に都市ガスの供給力を確保しようとする場合、自社設備の建設に加えて、ガス受託製造約款に基づくガス受託製造を依頼する、ガス製造に必要な設備を有する事業者に対して熱量調整や付臭等の業務を相対で依頼する、他者から相対に必要なガス卸供給を受ける、等の方法が考えられる。
- そこで、十分な供給余力が要件として規定された趣旨を踏まえつつ、その有無は、例えば以下の2つの視点を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。

### A) 他のガス小売事業者が自ら確保する供給力が十分か

- 獲得する需要を満たす十分な製造設備の余力を現有しているかどうか
- 製造設備の増強・拡大を予定しているかどうか 等

### B) 他のガス小売事業者が外部から調達する供給力が十分か

- 他のガス製造事業者から、必要な受託製造（受託製造約款に基づく受託製造）を受けられるかどうか
- 必要な熱量調整や付臭等のガス製造に係る業務が積極的に受託されるかどうか
- 他者から積極的に必要なガスの卸供給を受けられるかどうか 等

# 十分な供給余力について（供給力確保義務との関係）

- 気温等の変化によって変動し得るその**需要家の需要に見合った十分な供給能力を確保することにより、需要家保護に万全を期すという趣旨**から、ガス事業法に基づき、**ガス小売事業者には供給力確保義務が課されている**ところであり、需要の上振れ等の可能性に対応するため、一定の供給予備力を確保することが適当。
- この供給力確保義務が中長期的に履行され得るか否かについては、ガス小売事業者がガス事業法に基づき届け出る供給計画において確認しているが、具体的には、**最大ガス需要（※1）**が見込まれる時間帯における当該**最大ガス需要の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを確認すること**としている。
- 東邦ガスの指定旧において最大の販売量シェアを有する新規参入者の供給力の確保状況を、届け出られた2025年度の供給計画に基づいて確認したところ、**2025年度から2029年度までの期間**において、**最大ガス需要見込みに応ずるための十分な供給能力（※2）を確保できる見通しであることを、事務局において確認することができた。**

（※1） 当面見込まれる小売供給の相手方のガスの需要の最大値のこと。

（※2） 自社ガス製造設備のうち、最大ガス需要が見込まれる時間帯において、供給能力として見込むことができるもの及び他事業者からの購入量の合計値を基礎として判断

（小売）第5表 年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名： \_\_\_\_\_

（単位：m<sup>3</sup>/時）

地区名等		年度(実績)	年度(実績見込)	年度(初年度)	年度	年度	年度	年度
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

最大ガス需要見込みに応ずるための、十分な自社ガス発生量及び他事業者からの購入量があるか

## 十分な供給余力について（東邦ガスによるコミットメント）

- 大手3社に係る解除の議論が行われた際には、他のガス小売事業者が外部から調達する供給力を将来にわたって十分に確保することを含め、**十分な供給余力の確保のために競争上の観点から必要と考えられる事項について、電力・ガス取引監視等委員会（以下「監視等委」という。）に対して意見聴取を実施。**
- 監視等委において議論が行われた結果、規制の解除を行うためには、**当該旧一般ガスみなしガス小売事業者から、次の意思表示がなされている必要があるとの回答**があり、当時、**東邦ガスを含む大手3社からそれぞれコミットメントを行っているところ。**
  - ①他の事業者から、ガス製造に係る業務（熱量調整や付臭など一部工程に係る業務を含む。以下同じ。）の委託の依頼があった場合には、設備余力がないなどの理由がない限りは、それを受託する。特に、既にガス製造に係る業務の委託契約を締結している事業者がその業務の継続を希望する場合には、止むを得ない理由がない限りは、それを継続する。
  - ②他の事業者から、ガスの卸供給の依頼があった場合には、供給余力がないなどの理由がない限りはこれを行う。
  - ③「スタートアップ卸」について、旧一般ガスみなしガス小売事業者の小売事業との競争性を確保できる価格水準で都市ガスを調達できる環境を整備し、新規参入を支援するために開始された趣旨を踏まえ、利用実績が上がるよう、積極的に取り組む。この際、卸価格の設定に当たっては、「旧一般ガスみなしガス小売事業者の標準メニューの最も低廉な小売料金から一定の経費を控除し算定した上限卸価格の下で、卸元事業者と利用事業者が個別に卸価格を交渉する」ものとされていることを踏まえ、他の事業者からの求めに応じて誠実に交渉を行い、対応する。
- また、監視等委においては、**当該コミットメントの遵守状況についてのフォローアップを定期的**に実施しており、**2025年8月にも2024年度の卸取引を対象にフォローアップが行われているが、問題となる行為は確認されなかった。**
- 今回、**東邦ガスがコミットメントを遵守していることを確認**したことから、これをもって**他のガス小売事業者に十分な供給余力があることと判断した。**

# 東邦ガスの経過措置料金規制の解除基準の充足状況（まとめ）

- 東邦ガスの基準の充足状況を整理すると下図のとおり。
- 経過措置料金規制を解除するに当たっては、以下①～④の解除基準のいずれかを満たしているかどうかに加え、**「適正な競争関係が確保されていると認められない」事由がないかどうかもしっかりと確認しながら総合的に判断**することとしているところ、消費者を含めた関係者からの御意見を広く聴取する観点から、パブリックコメントを募集し、その結果を踏まえて最終的に解除して差し支えないか判断することとしている。
- そのため、本件についても、**パブリックコメントの募集結果や監視等委への意見聴取の結果を踏まえて、解除して差し支えないかどうかを総合的に判断することとした。**

## 東邦ガスの状況まとめ

	東邦ガス
①当該事業者の都市ガス利用率が50%以下	× (50.6%)
②直近3年間のフロー競争状況	○
③他のガス小売事業者の販売量シェアが10%以上	○ <b>(17.7%)</b>
④小口料金平均単価の3年連続下落及び経過措置料金件数と自由料金件数	×
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>他のガス小売事業者に十分な供給余力があると認められる。</li> </ul>

## ● 令和8年1月23日から2月21日にかけてパブリックコメントを募集したところ、**価格監視体制の継続やエネルギーの安定供給に関する提出意見が1件**あった。

### 御意見の内容

### 御意見に対する考え方

私は、本指定の解除案が、日本国民の生活基盤であるエネルギー供給の安定性と安全性に多大な影響を及ぼすものであると考え、日本人の健康、安全、および国益を永久に守る観点から、以下の通り厳格な対応を強く求めます。

#### 1. 燃料高騰時における「生活防衛」と価格監視体制の継続

「自由競争が確保されている」という判断の下で規制料金が廃止されることは、国際情勢の悪化や円安に伴う燃料価格の高騰分が、無制限に日本国民の家計に転嫁されるリスクを孕んでいます。

意見： 指定を解除するにあたっては、単なる販売会社数の比較だけでなく、燃料価格が急騰した際に国民の生命・健康を維持できる「セーフティネットとしての価格上限」や「厳格な監視体制」を維持してください。特に冬季の暖房利用などは生存権に直結するため、市場原理のみに委ねるべきではありません。

#### 2. エネルギーインフラの「外資支配」に対する厳格な防衛措置

ガス供給網は日本の国土に根差した重要インフラであり、その経営権が外国資本や不透明な背景を持つ資本に握られることは、安全保障上の重大な脅威です。

意見： 指定解除によって事業の自由度を高める一方で、事業者の資本構成に対する監視を強化してください。外資が日本のエネルギー基盤を実質的に支配し、利益の海外流出や有事の際の供給停止といった事態を招かないよう、外資規制の維持・強化を解除の絶対条件とすべきです。

#### 3. 災害大国における「安定供給義務」と復旧能力の維持

効率化を優先するあまり、災害時の復旧コストや設備投資が削減されることは、国土保全の観点から断じて容認できません。

意見： 指定解除後も、地震や津波などの災害時における供給復旧義務を、規制料金時代と同等以上の厳格さで維持してください。「自由化」がインフラの老朽化放置や保全意識の低下を招かないよう、保安・復旧体制の維持を公的に保証させる仕組みを求めます。

#### 4. 不採算地域・過疎地における「供給格差」の防止

意見： 利益優先の経営判断により、採算の合わない地域へのサービス低下や撤退が行われないう、「ユニバーサルサービス」としてのガス供給の安定性を、国の責任において担保し続けてください。日本全国どこに住む日本人の健康・安全も等しく守られるべきです。

エネルギーは国民生活や経済活動の基盤であり、エネルギー安全保障の確保はいつの時代も我が国の最優先課題の一つです。

周囲を海に囲まれ、すぐに使える資源に乏しい我が国においては、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合性の適切なバランスを確保しながら、エネルギー政策を進めていくことが重要です。第7次エネルギー基本計画では、「我が国のエネルギー政策の要諦は、安全性（Safety）を大前提に、エネルギー安定供給（Energy Security）を第一として、経済効率性の向上（Economic Efficiency）と環境への適合（Environment）を図るという、「S + 3 Eの原則」にある」と明記するなど、S + 3 Eの原則がエネルギー政策を進める上での基本原則であることを示しており、これは都市ガスの安定供給の観点からも同様です。

自由化されたガス小売市場が健全に機能しているかについては、電力・ガス取引監視等委員会において監視を行っております。仮に経過措置料金規制が解除されることとなった場合でも、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図ってまいります。

さらに、日本のエネルギー市場では、外国企業・外国資本も原則として参入が認められていますが、外為法に基づく規制など一定の場合には規制が課されております。

また、ガス導管事業は現在も規制されており、保安に必要な費用は認可申請の対象となる託送料金の原価にも計上されるほか、消費機器調査・危機発生防止周知についてはガス小売事業者、緊急時の対応とガス工作物の漏えい検査はガス導管事業者が担うなど、自由化以降もガス事業者において保安責任を担うこととしています。

今後とも、S + 3 Eの原則に沿ってエネルギー政策を進めてまいります。

# 電力・ガス取引監視等委員会への意見聴取の結果について

令和8年3月31日  
第8回ガス事業環境整備WG  
資料5から抜粋

- 東邦ガスに係る指定旧供給区域等の指定の解除について、監視等委に対して意見を求めたところ、指定を解除することに異存はない、との回答があった。

## 経済産業省

20260224資第13号  
令和8年3月2日

電力・ガス取引監視等委員会委員長 殿

経済産業大臣

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第36条第1項第5号の規定に基づき、東邦瓦斯株式会社に係る同法附則第22条第2項の指定旧供給区域等の指定の解除について、貴委員会の意見を求めます。

## 経済産業省

20260303電委第2号  
令和8年3月23日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

旧一般ガスみなしガス小売事業者による指定旧供給区域等小売供給に係る指定旧供給区域等の指定の解除について（回答）

令和8年3月2日付け20260224資第13号により、貴職から当委員会に意見を求められた、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第2項の規定に基づく標記の件については、指定を解除することに異存はありません。

# 今後の進め方について

## (東邦ガスの経過措置料金規制について)

- 東邦ガスについては解除基準を満たしており、また、パブリックコメントの募集結果や監視等委への意見聴取の結果、解除しても差し支えないと考えられることから、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第22条第2項に基づき指定を解除することとし、その指定の解除日については、ガス事業者における需要家への周知期間や必要な手続きの対応も踏まえ、**2026年10月1日**としてはどうか。
- なお、解除の日から3年間は、監視等委が特別な事後監視を行っていく。

## (ガス事業における経過措置料金規制に係る今後の検討について)

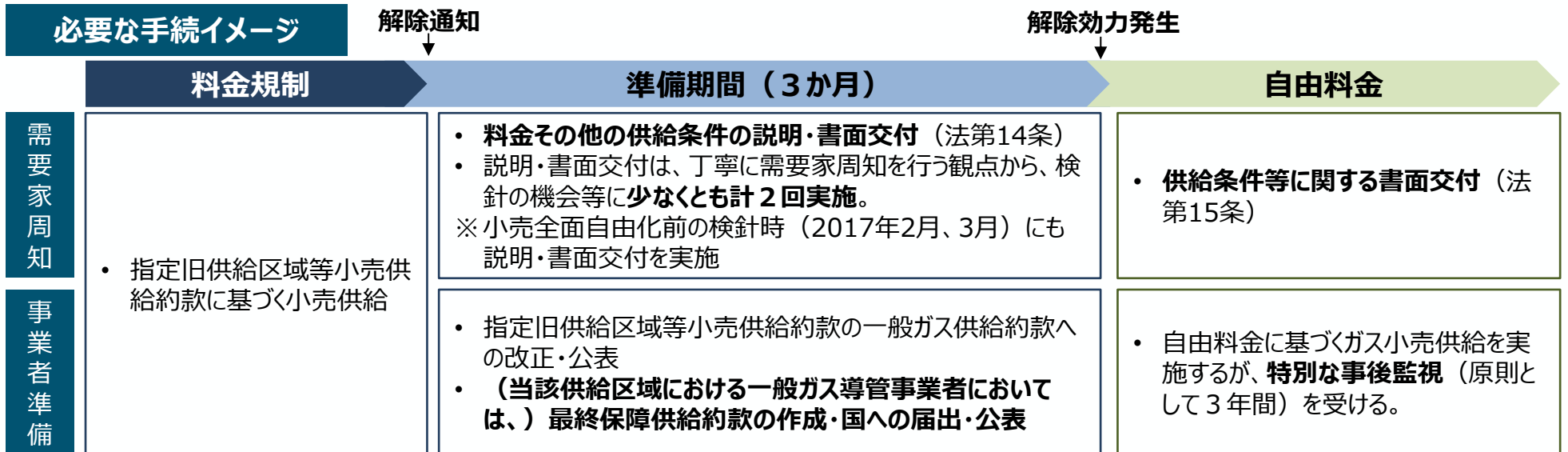
- 旧一般ガス事業者や旧簡易ガス事業者の中には、経過措置料金規制が存置されている事業者が引き続き存在。これらの規制の解除も含めた、**ガス事業における経過措置料金規制の在り方に関する議論については、今後、ガスWGにおいて扱っていくこととしてはどうか。**

## 【参考】需要家保護等のために必要な手続について（解除することとなった場合）

- 経過措置料金規制を解除することとなった場合、規制の解除に係る需要家周知を十分に行い、また、事業者において必要な準備を行う時間を確保する観点から、解除通知の日から解除の効力発生日までは一定の期間を設けることとしたい。（※1）
- 具体的には、需要家に対して規制解除後に適用される料金その他の供給条件を記載した書面を交付（月に1度の検針の機会等に、少なくとも計2回実施することが望ましい。）して説明を行うとともに、当該供給区域における一般ガス導管事業者においては、ガス事業法に基づく最終保障供給約款の作成、届出、公表等が必要となることから準備期間として3か月を確保することとしたい。（※2）
- また、解除の日から3年間は特別な事後監視を実施し、小売料金の合理的でない値上げが行われていないか確認することで、需要家の利益を保護していくとともに、更なる競争促進策を通して、需要家利益の増進を図っていく。

※1 経過措置料金規制解除後も指定旧供給区域等小売供給約款と同じ供給条件が引き継がれる場合は、経過措置料金規制解除の効力発生日に現行の指定旧供給区域等と同じ供給条件を定めた小売供給契約を需要家との間で締結している状態となり、料金その他の供給条件の説明、書面交付義務が課せられる。

※2 これまでに経過措置料金規制が解除された事業者においても同様に3か月の準備期間を設けて需要家周知等を行っている。



## ○ガス事業法(昭和29年法律第51号)

(定義)

第二条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業(ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。)をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要(ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。)に応ずるガスの供給を保障するための小売供給(以下「最終保障供給」という。)を行う事業(ガス製造事業に該当する部分を除く。)を含むものとする。

6～13 (略)

(供給条件の説明等)

第十四条 ガス小売事業者及びガス小売事業者が行う小売供給に関する契約(以下「小売供給契約」という。)の締結の媒介、取次ぎ又は代理を業として行う者(以下「ガス小売事業者等」という。)は、小売供給を受けようとする者(ガス事業者である者を除く。以下この条において同じ。)と小売供給契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をしようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該小売供給に係る料金その他の供給条件について、その者に説明しなければならない。

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による説明をするときは、経済産業省令で定める場合を除き、小売供給を受けようとする者に対し、当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

3 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(書面の交付)

第十五条 ガス小売事業者等は、小売供給を受けようとする者と小売供給契約を締結したとき(小売供給契約の締結の媒介を業として行う者にあつては、当該媒介により小売供給契約が成立したとき)は、経済産業省令で定める場合を除き、遅滞なく、その者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 ガス小売事業者等の氏名又は名称及び住所

二 契約年月日

三 当該小売供給に係る料金その他の供給条件であつて経済産業省令で定める事項

2 ガス小売事業者等は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、小売供給を受けようとする者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該ガス小売事業者等は、当該書面を交付したものとみなす。

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

3 (略)